

静岡市規則第 58 号

静岡市契約規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 5 年 9 月 28 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市契約規則の一部を改正する規則

静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「提出し」の次に「、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名をいう。以下同じ。）をし」を加え、同条第2項中「とき」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名をしないとき」を加える。

第33条第1項中「契約書」の次に「(契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。